

○西東京市手数料条例（抜粋）

平成13年1月21日条例第73号

改正

平成19年3月30日条例第3号
平成20年3月31日条例第1号
平成20年6月25日条例第21号
平成20年9月29日条例第35号
平成23年12月20日条例第27号
平成26年9月18日条例第15号
平成27年9月17日条例第42号
平成28年9月23日条例第24号
平成29年3月31日条例第2号
平成30年3月29日条例第1号
平成30年9月19日条例第26号

西東京市手数料条例

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（徴収事項及び金額）

第2条 手数料を徴収する事項及び金額は、別表第1から別表第3までに掲げるとおりとする。

2 証明事項で同一事項を2以上証明する場合は、各1通ごとに1件とする。

（証明及び閲覧の範囲）

第3条 証明及び閲覧は、市長が公に示して支障がないと認めるものに限る。

（徴収の時期等）

第4条 手数料は、第2条第1項に規定する事項についての申請、交付又は閲覧の際、申請者から徴収する。ただし、多機能端末機（西東京市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、住民票等を自動で発行し、及び交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により住民票等を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

2 手数料は、その納付後において申請事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。

（免除）

第5条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

（1）法令の規定により無料の取扱いをするとき。

（2）国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき（別表第1に掲げる手数料に限る。）。

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請したとき。

（4）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支援給付を受けている者が直接必要とするため申請したとき。

（5）その他市長が特別の事情があると認めたとき。

2 戸籍事項の証明に係る手数料は、当該証明に係る申請が、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の法令の規定に該当するときは、第2条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月21日から施行する。

（住民基本台帳カード交付手数料に関する経過措置）

2 第2条第1項及び別表証明等交付手数料の部13の項の規定にかかわらず、西東京市手数料条例の

一部を改正する条例（平成20年西東京市条例第21号）の施行の日から平成23年3月31日までの間においては、住民基本台帳カードの交付に係る手数料は徴収しない。

附 則（平成13年6月29日条例第161号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定中「5,800円」を「8,700円」に、「11,100円」を「14,200円」に、「18,100円」を「20,200円」に、「5,700円」を「7,600円」に改める部分は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 平成13年7月1日前にされた申請に基づく都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条の規定による工場の設置の認可及び同条例第82条の規定による工場の変更の認可に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月31日条例第3号）

この条例は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前までに、申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月20日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表閲覧手数料の部2の項の改正規定は、平成17年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号。以下「法」という。）第1条第1号の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和33年法律第99号）第78条に基づく戸籍事項の証明は、法附則第25条第5項の規定により準用され、法附則第16条第1項の規定によりなお効力を有することとされる間は、手数料を徴収しない。
- 3 平成17年8月1日前までに、申請書を受理している住民基本台帳の閲覧に係る手数料については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月22日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定のうち、同項第24号を加える部分は社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則第1条本文に規定する同法の施行の日から、同項第25号を加える部分は社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律附則第1条本文に規定する同法の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前までに、申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月21日条例第39号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、住民基本台帳を閲覧する者（施行日前に閲覧の申請をした者を含む。）から徴収する手数料について適用する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 平成19年7月1日前までに、申請書(改正後の第5条第2項に規定する法令に基づく戸籍事項の証明に係る申請書を除く。)を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月31日条例第1号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項に第25号を加える改正規定は平成20年4月1日から、別表証明等交付手数料の部の改正規定は住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成19年法律第75号)の施行の日から施行する。

(適用)

- この条例による改正後の第5条第2項第24号の規定は、平成20年3月1日から適用する。

(経過措置)

- この条例による改正前の第5条第2項第21号及び第23号から第25号までの規定により行った手続は、この条例による改正後の第5条第2項第24号の規定により行った手続とみなす。
- この条例による改正前の別表証明等交付手数料の部9の項の規定によりなされた請求に係る住民票の写しの交付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月25日条例第21号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第5条第2項第19号の改正規定は、平成20年7月1日から施行する。

(適用)

- この条例による改正後の西東京市手数料条例(以下「新条例」という。)第5条第1項第4号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(還付)

- 平成20年4月1日から施行日までの間に新条例第5条第1項第4号の規定の適用を受けることとなった者から徴収した手数料は、その者からの免除の申請に基づき還付することができる。

附 則(平成20年9月29日条例第35号)

この条例は、平成20年12月18日から施行する。

附 則(平成23年12月20日条例第27号)

この条例は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日から施行する。ただし、別表許認可手数料の部2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月18日条例第15号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年9月17日条例第42号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第5条第2項第7号及び第25号の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年9月23日条例第24号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第5条第2項の改正規定 公布の日

(2) 第4条第1項並びに別表証明等交付手数料の部1の項、2の項、9の項から11の項まで、16の項、21の項及び22の項の改正規定 平成28年12月5日

附 則(平成29年3月31日条例第2号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年9月19日条例第26号)

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条第2号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

別表第1（第2条関係）

	事項	単位	金額	摘要	
証明等 交付手 数料	1 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部に関する証明	ア 多機能端末機による交付 イ アの交付方法以外による交付	1 件 1 件	350円 450円	
	2 戸籍に記載した事項に関する証明		1 件	350円	1 記載事項につき1 件とする。
	3 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部に関する証明		1 件	750円	
	4 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明		1 件	450円	1 記載事項につき1 件とする。
	5 戸籍に関する届出若しくは申請の受理証明又は届書等に記載した事項に関する証明		1 件	350円	
	6 上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明		1 件	1,400円	
	7 身分に関する証明		1 件	300円	
	8 不在籍証明		1 件	300円	
	9 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の4の規定による交付を含む。）	ア 市長が別に定めるところにより設置する住民票等を自動で発行し、及び交付する機械（以下「自動交付機」という。）及び多機能端末機による交付	1 件	200円	
		イ アの交付方法以外による交付	1 件	300円	
	10 戸籍の附票の写し	ア 多機能端末機による交付	1 件	200円	
		イ アの交付方法以外による交付	1 件	300円	
	11 住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関する証明		1 件	300円	
12 除かれた住民票又は除かれた戸籍の附票の写し		1 件	300円		
13 通知カードの再交付		1 件	500円	追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更	

				により返納した場合又は国外転出により返納した場合その他市長が徴収する必要がないと認める場合を除く。	
14	個人番号カードの再交付	1 件	800円	追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合その他市長が徴収する必要がないと認める場合を除く。	
15	不在住証明	1 件	300円		
16	印鑑登録証明	ア 自動交付機及び多機能端末機による交付	1 件	200円	
		イ アの交付方法以外による交付	1 件	300円	
17	印鑑登録証の交付	1 件	300円		
18	埋葬及び火葬に関する証明	1 件	300円		
19	土地に関する証明	1 件	300円	5 筆までを 1 件とし、1 筆を増すごとに 60 円を加算する。	
20	建物に関する証明	1 件	300円	5 棟までを 1 件とし、1 棟を増すごとに 60 円を加算する。	
21	租税及び公課に関する証明	ア 多機能端末機による交付	1 件	200円	
		イ アの交付方法以外による交付	1 件	300円	
22	住宅用家屋証明	1 件	1,300円		
23	課税資料、図面等の写し	1 件	300円		
24	道路に関する証明	1 件	300円		
25	都市計画に関する証明	1 件	300円		
26	犬の登録及び鑑札の交付	1 件	3,000円		
27	犬の鑑札の再交付	1 件	1,600円		
28	狂犬病予防注射済票の交付	1 件	550円		
29	狂犬病予防注射済票の再交付	1 件	340円		
30	道路位置指定図の写し	1 件	400円		
31	建築物の確認等に関する台帳記載事	1 件	400円		

	項証明				
	32 建築計画概要書等の写し	1 件	2,500円		
	33 その他市長の指定する事項に関する証明	1 件	300円		
閲覧手数料	1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧	1 件	350円		
	2 住民基本台帳の閲覧	1 件につき	300円		
	3 公簿又は公図の閲覧	1 件	300円	公簿は1冊又は1枚、公図は1枚を1件とする。	
許認可手数料	1 自動車の臨時運行の許可	1 両	750円		
		貼り紙及び貼り札等	50枚までごとにつき	2,250円	
		広告旗	1 本につき	450円	
		立看板等	1 枚につき	450円	
		広告幕	1 張につき	990円	
	2 東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第29条に規定する屋外広告物の表示又は掲出の許可	広告板	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円	建築物の壁面を利用するもののうちその面積が20平方メートル以下のもの及び建築物から突出する形式のものでその面積が10平方メートル以下のもの
		広告塔	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円	高さ2メートル以下のもの
		アドバルーン	1 個につき	2,850円	電飾を除く。
	3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第81条の規定による工場の設置認可	工場の作業場の床面積の合計が500平方メートル以下のとき。	1 件	8,700円	
		工場の作業場の床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき。	1 件	14,200円	
工場の作業場の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるとき。		1 件	20,200円		
4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第82条の規定による工場の変更認可		1 件	7,600円		
認定手数料	1 優良宅地造成認定	1 件	86,000円		
	2 優良住宅新築認	新築住宅の床面積の	1 件	6,200円	

定又は良質住宅新築認定	合計が100平方メートル以下のとき。			
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え、500平方メートル以下のとき。	1 件	8,600円	
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき。	1 件	13,000円	
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき。	1 件	35,000円	
	新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えると	1 件	43,000円	